

各市区町村農業委員会事務局長 様

独立行政法人農業者年金基金
業務部長

令和8年度 農業者年金の届出書等に係る事務処理状況調査の実施について

農業者年金事業の推進につきましては、日頃から格別のご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、「農業者年金の届出書等に係る事務処理状況調査の実施について（令和5年1月18日付け4独農年業適第52号独立行政法人農業者年金基金理事長通知）」により、毎年度一回すべての業務受託機関において、農業者年金の届出書等に係る事務処理状況の一斉調査を実施するようお願いしているところです。

業務ご多忙の中大変恐縮ですが、別添の「事務処理状況調査実施要領」に基づき、下記のとおり、令和8年度における本調査を適切に実施していただきますようよろしくお願い申し上げます。

なお、本要領につきましては、農業者年金業務の適正な実施、本調査の実効性の確保等に資するため、届出書等の保管状況及び処理状況の点検を明記するとともに、事務処理遅延があった場合の「事務処理遅延報告書（速報）」及び「業務改善計画（再発防止策）」の提出先を管轄の都道府県段階の業務受託機関へ変更する等の一部改正（令和8年5月26日付け8独農年業適第7号）を行っておりますのでご留意願います。

また、下記3の①及び②の提出期限は、基金への提出期限としておりますので、都道府県段階の業務受託機関への提出期限については、同担当者のご指示によりご対応ください。

記

- 1 調査の実施期間
令和8年9月1日（火）から同年9月30日（水）まで
- 2 報告の対象となる届出書等
令和8年3月1日（基準日）以前に届出等があり、事務処理が6か月以上遅延している疑いのある届出書等
- 3 提出期限（上記2に該当する届出書等がある場合）
 - ① 「事務処理遅延報告書（速報）」 令和8年10月5日（月）
 - ② 「業務改善計画（再発防止策）」 令和8年10月30日（金）

【お問合せ先】

独立行政法人農業者年金基金

（1）本調査及び届出書等の内容について

- | | |
|--------------------|----------------|
| ・適用・収納課（加入、保険料等関係） | 03-5919-0335 |
| ・給付課管理班（死亡等関係） | 03-5919-0336 |
| ・給付課裁定班（裁定請求等関係） | } 03-5919-0337 |
| ・給付課調整班（支給停止等関係） | |

（2）農業者年金記録管理システムについて

情報管理課（操作方法等関係）	03-5919-0338
----------------	--------------